

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に  
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和七年十二月十九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和七年三月十四日奈良県指令建第一一四一一三三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年十一月八日郡土第七一八号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和七年十一月八日郡土第二五一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市矢田山町八四番一及び八四番二九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市大宮町五丁目三番二〇号

株式会社福岡屋住宅流通 代表取締役 山口弘樹

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 大和郡山市矢田山町八四番二九